2　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（当該外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する者を除く。）

二　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有する者（当該外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する者及び前号に掲げる者に該当する者を除く。）

三　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人）の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有する者（当該外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する者及び前二号に掲げる者に該当する者を除く。）

四　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係株主等に係る外国関係法人

五　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に介在する前条第四項第二号に規定する株主等である法人又は出資関連法人（第一号又は前号に掲げる者に該当する者を除く。）

六　次に掲げる者と法第六十八条の九十三の二第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある個人又は法人（同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係内国法人に該当する者及び特殊関係株主等に該当する者並びに前各号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人

ロ　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係内国法人

ハ　法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人に係る特殊関係株主等に該当する個人又は法人

ニ　前各号に掲げる者

3　第三十九条の百十四の二第十五項（第七号を除く。）及び第十六項の規定は、法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第三十九条の百十四の二第十五項第一号中「第四十条の四第一項各号、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号並びに前項各号」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人、同条第一項に規定する特殊関係株主等及び第三十九条の百二十の三第二項各号」と読み替えるものとする。

4　第三十九条の百十四の二第十九項（第三号を除く。）の規定は、法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(2)に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第三十九条の百十四の二第十九項第二号中「物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）」とあるのは「物品賃貸業」と、同項第四号中「第十五項各号及び前三号」とあるのは「第十五項第一号から第六号まで並びに第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

9　第三十九条の百十六の規定は、法第六十八条の九十三の二第二項第八号に規定する政令で定める部分対象外国関係法人について準用する。

10　第三十九条の百十七の規定は、法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人に係る同条第五項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した割合について準用する。第三十九条の百二十の四から第三十九条の百二十の六までを次のように改める。

（部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の百二十の四　法第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人（同項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人をいう。以下この条（第六項第三号を除く。）において同じ。）の各事業年度の部分適用対象金額（法第六十八条の九十三の二第六項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この節において同じ。）に、当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該部分対象外国関係法人の第三十九条の百二十の二第八項第一号に規定する請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　第三十九条の百十七の二第四項の規定は、部分対象外国関係法人が受ける剰余金の配当等（法第六十八条の九十三の二第六項第一号に規定する剰余金の配当等をいう。次項において同じ。）の額に係る同号に規定する政令で定める要件について準用する。

3　第三十九条の百十七の二第二項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額について準用する。この場合において、第三十九条の百十七の二第二項中「同号イ又はロに掲げる法人」とあるのは「法第六十八条の九十三の二第六項第一号の他の法人」と、「当該法人」とあるのは「当該他の法人」と読み替えるものとする。

4　法第六十八条の九十三の二第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第三十九条の百十七の二第三項の規定により計算した金額とする。

5　第三十九条の百十七の二第七項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第二号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。

6　法第六十八条の九十三の二第六項第二号に規定する政令で定める利子の額は、次に掲げる利子（前項において準用する第三十九条の百十七の二第七項に規定する支払を受ける利子に準ずるものを含む。以下この項において同じ。）の額とする。

一　割賦販売等（割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに相当するものをいう。以下この号において同じ。）を行う部分対象外国関係法人でその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この節において「本店所在地国」という。）においてその役員又は使用人が割賦販売等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う割賦販売等から生ずる利子の額

二　部分対象外国関係法人（その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けに係る事務所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。以下この号において同じ。）がその関連者等（次に掲げる者をいう。次号において同じ。）に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額

イ　当該部分対象外国関係法人に係る特殊関係内国法人及び特殊関係株主等

ロ　前条第二項第一号中「法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人に該当するものに限る。以下この項において同じ。）」と、同項第二号から第五号までの規定中「法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合における当該部分対象外国関係法人に係る同項各号に掲げる者

三　法第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人が当該部分対象外国関係法人に係る関連者等である外国法人（前号（イ及びロを除く。）に規定する部分対象外国関係法人及び同条第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人に限る。）に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額